

第1章 事業概要

1－1. 沖縄市(下水道事業)の沿革	6
1－2. 令和5年度事業概要	7
1－3. 沖縄市下水道事業の流れ	8
1－4. 公共下水道事業の推移	11
1－5. 下水道使用料の変遷	12

1-1. 沖縄市(下水道事業)の沿革

本市は、沖縄本島中部に位置し、戦後、基地の門前町として発展してきた県内第2の人口を有するまちであり、西は北谷町、南は北中城村、東はうるま市、北は恩納村、北西嘉手納町に隣接しています。また、那覇市より北に約20kmにあり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄アリーナや動物園がある沖縄こどもの国などを有し、県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設も集積しています。

本市の下水道事業は、昭和37年に建設事業を開始し、昭和45年の供用開始から50年以上が経過しています。令和5年度末時点における処理区域面積は2,769ha、人口普及率は97.4%となっており、今後は下水道未整備地域の開発動向を注視しながら整備を進めるとともに、下水道施設の点検や調査に基づき、修繕、改修等による施設の延命化を図りながら、計画的な改築・更新等を行い、適正な施設の維持管理に取り組んでいきます。

また、水洗化率については令和5年度末時点で89.7%となっており、戸別訪問や広報活動、また水洗便所改造資金貸付制度や生活扶助世帯への接続補助等により、増加傾向にはあるものの、更なる接続促進に向けて取り組んでいます。

このような中、下水道事業は経営の健全化を目的に、令和2年度より地方公営企業法を適用し、経営状況の把握と企業性を発揮した事業運営を目指すとともに、水道事業との組織統合を行い、共通する事務の効率化を図りながら運営を行っています。



デザインマンホール蓋



マンホール蓋

1-2. 令和5年度事業概要

●業務状況

令和5年度の業務量については、排水戸数が57,902戸で、対前年度比871戸(1.53%)の増加となり、水洗化人口は123,768人で対前年度比77人(0.06%)増加となっています。

総排水量及び有収水量は、14,643,436m³で対前年度比191,739m³(1.33%)の増加となり、有収率は100%となっています。下水道使用料については、1,352,901,772円で対前年度比25,726,186円(1.94%)の増収となっています。下水道使用料の内訳を見ると民間で2,498,404円(0.22%)の増収となり、基地については、23,227,782円(11.03%)の増収となっています。

流域下水道事業維持管理負担金は、730,641,300円となり、対前年度比6,421,050円(0.89%)の増加となっています。

区分	単位	令和4年度	令和5年度	比較増減	増減率(%)
排水戸数	戸	57,031	57,902	871	1.53
水洗化人口	人	123,691	123,768	77	0.06
総排水量	m ³	14,451,697	14,643,436	191,739	1.33
有収水量	m ³	14,451,697	14,643,436	191,739	1.33
下水道使用料	円	1,327,175,586	1,352,901,772	25,726,186	1.94

●工事状況

建設改良工事については、補助事業として[中城湾流域]東部海浜污水幹線工事(R4-1)他19件を施工。単独事業として嘉間良污水枝線工事他28件を施工。本年度の污水管施工延長は2,447m、雨水管施工延長は578m、マンホール設置は171箇所、公共柵設置は265箇所を整備しました。建設工事費の総額は1,994,277,900円で、その財源内訳は国庫・県補助金809,388,400円、企業債808,494,000円、自己財源376,395,500円となりました。工事場所は、古謝、泡瀬、高原、与儀、室川、知花、久保田、住吉、潮乃森、宮里、安慶田地内にて、新設及び改良工事を行いました。

●財務状況

収益的収支については、下水道事業収益2,598,589,955円(対前年度比61,447,705円減、2.31%減)に対し、下水道事業費用2,564,657,185円(対前年度比70,322,771円減、2.67%減)で、収支差引は33,932,770円の純利益となりました。一方、資本的収支については、資本的収入2,444,871,549円(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額22,888,800円を除く。)に対し、資本的支出は3,331,402,043円(資本的支出のうち、4,203,000円は賞与等引当金計上によるものであるので減額する。)で、収支差引は886,530,494円の不足額となり、この不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

収益的収支 (単位:円)

区分	令和5年度
下水道事業収益	2,598,589,955
下水道事業費用	2,564,657,185
収支差引(純利益)	33,932,770

資本的収支 (単位:円)

区分	令和5年度
資本的収入	2,444,871,549
資本的支出	3,331,402,043
収支差引(不足額)	-886,530,494

補てん財源内訳 (単位:円)

区分	令和5年度
減債積立金	25,057,704
建設改良積立金	0
当年度分消費税資本的収支調整額	130,835,798
過年度分損益勘定留保資金	603,556,222
当年度分損益勘定留保資金	127,080,770
繰越工事資金	0
合計	886,530,494

※資本的収入のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額22,888,800円を除く。

※資本的支出のうち、4,203,000円は賞与等引当金計上によるものであるため減額する。

1－3. 沖縄市下水道事業の流れ

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
昭和37年4月17日	304ha			コザ市（当初決定）
昭和39年4月17日		304ha		米軍援助都市計画下水道事業の認可
昭和47年5月13日			304ha	
昭和47年6月8日	520ha			
昭和48年3月14日		520ha		
昭和49年2月11日	712ha			
昭和49年3月6日			712ha	
昭和49年3月20日		712ha		
昭和50年12月26日	877ha			沖縄市
昭和51年4月1日		877ha		
昭和53年12月26日	1,299ha			
昭和54年3月29日		1,299ha		
昭和54年7月31日			1,299ha	
昭和58年5月31日			1,299ha	事業期間延長
昭和59年8月10日	中部流域 1,351ha 中城湾流域 543ha 計 1,894ha			中城湾流域が新たに追加
昭和59年9月28日			中部流域 1,322ha 中城湾流域 325ha 計 1,647ha	
昭和59年10月26日		中部流域 1,351ha 中城湾流域 543ha 計 1,894ha		

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成2年4月18日	中部流域 1,520ha 中城湾流域 678ha 計 2,198ha			
平成2年7月31日			中部流域 1,473ha 中城湾流域 522ha 計 1,995ha	
平成2年9月7日		中部流域 1,520ha 中城湾流域 678ha 計 2,198ha		
平成4年4月30日	中部流域 2,217ha 中城湾流域 685ha 計 2,902ha			
平成4年8月18日		中部流域 2,170ha 中城湾流域 604ha 計 2,774ha	中部流域 2,170ha 中城湾流域 604ha 計 2,774ha	
平成8年9月26日		中部流域 2,194ha 中城湾流域 604ha 計 2,798ha		
平成8年10月3日			中部流域 2,194ha 中城湾流域 699ha 計 2,893ha	
平成12年3月10日			中部流域 2,352ha 中城湾流域 769ha 計 3,121ha	平成11年度に沖縄県中部流域下水道事業計画の変更を行っており、その際面積の見直しを行っている。
平成12年3月24日		中部流域 2,265ha 中城湾流域 674ha 計 2,939ha		
平成16年3月15日			中部流域 2,352ha 中城湾流域 896ha 計 3,248ha	
平成16年3月26日		中部流域 2,265ha 中城湾流域 674ha 計 2,939ha		
平成18年5月10日	中部流域 2,304ha 中城湾流域 710ha 計 3,014ha			
平成18年6月1日			中部流域 2,352ha 中城湾流域 896ha 計 3,248ha	
平成18年7月11日		中部流域 2,352ha 中城湾流域 896ha 計 3,248ha		
平成22年3月16日		中部流域 2,352ha 中城湾流域 950ha 計 3,302ha	中部流域 2,352ha 中城湾流域 950ha 計 3,302ha	
平成25年3月15日		中部流域 2,352ha 中城湾流域 950ha 計 3,302ha	中部流域 2,352ha 中城湾流域 950ha 計 3,302ha	
平成27年3月20日			中部流域 2,352ha 中城湾流域 950ha 計 3,302ha	

年月日	公共下水道 都市計画決定面積	都市計画法 事業認可面積	下水道法 事業認可面積	備考
平成30年3月13日	中部流域 2,394ha 中城湾流域 1,064ha 計 3,458ha	中部流域 2,366ha 中城湾流域 1,061ha 計 3,427ha	中部流域 2,366ha 中城湾流域 1,061ha 計 3,427ha	
令和3年3月25日			中部流域 2,366ha 中城湾流域 1,061ha 計 3,427ha	・中城湾流域 計画諸元の変更や事業期間の延長 ・主要な管きよの配置変更(嘉間良・知花第2排水区)や東部海浜開発地区の基本設計に伴う排水区域面積の変更など
令和5年3月10日	中部流域 2,400ha 中城湾流域 1,077ha 計 3,477ha	中部流域 2,376ha 中城湾流域 1,074ha 計 3,450ha	中部流域 2,376ha 中城湾流域 1,074ha 計 3,450ha	・計画諸元の変更や事業期間の延長 ・予定処理区域の変更、予定排水区域の変更、主要な管きよの配置変更など。 下水道全体計画区域3,481.9ha【将来都市計画決定追加予定面積:4.9ha】

1-4. 公共下水道事業の推移

区 分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体 計 画 区 域 面 積	ha	3,465.6	3,465.6	3,465.6	3,465.6	3,481.9	3,481.9
認 可 区 域 面 積	ha	3,427	3,427	3,427	3,427	3,450.1	3,450.1
供 用 開 始 区 域 面 積	ha	2,751.64	2,751.64	2,757.99	2,760.59	2,767.15	2,769.40
管 路 延 長 (汚 水)	m	450,067	450,026	450,271	451,132	451,725	454,172
A 行 政 区 域 内 人 口	人	142,025	142,214	142,427	142,520	142,007	141,631
B 供 用 開 始 区 域 内 人 口	人	138,164	138,326	138,540	138,765	138,134	137,968
C 供 用 開 始 区 域 内 水 洗 化 人 口	人	120,797	122,077	122,632	123,507	123,691	123,768
D 行 政 区 域 内 世 帯 数	戸	62,365	63,463	64,503	65,233	65,937	66,777
E 処 理 区 域 内 世 帯 数	戸	60,584	61,642	62,635	63,410	64,026	64,943
F 処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数	戸	52,791	54,224	55,201	56,144	57,031	57,902
普 及 率 (人 口) (B / A)	%	97.3%	97.3%	97.3%	97.4%	97.3%	97.4%
普 及 率 (世 帯) (E / D)	%	97.1%	97.1%	97.1%	97.2%	97.1%	97.3%
水 洗 化 率 (人 口) (C / B)	%	87.4%	88.3%	88.5%	89.0%	89.5%	89.7%
水 洗 化 率 (世 帯) (F / E)	%	87.1%	88.0%	88.1%	88.5%	89.1%	89.2%
下 水 道 使 用 水 量 (調 定 水 量)	m ³	14,319,823	14,531,465	14,788,408	14,802,770	14,451,697	14,643,436
下 水 道 使 用 料 (調 定 額)	千円	1,071,845	1,010,506	1,133,592	1,144,140	1,327,175	1,352,902
職 員 数	人	18	18	18	19	19	21

※下水道使用料(調定額)の平成30年度から令和元年度までは収入額。

1-5. 下水道使用料の変遷

消費税抜き					
改訂年月	種別	一般汚水			公衆浴場業汚水 (1㎡につき)
		基本使用料		従量使用料 超過(1㎡につき)	
		水量	料金		
昭和45年7月1日	—	—	500㎡まで 22円		100㎡まで 19円 101㎡以上 15円
			501㎡以上 1,000㎡まで 20円		
			1,001㎡以上 1,500㎡まで 19円		
			1,501㎡以上 2,000㎡まで 17円		
			2,000㎡以上 15円		
	※ 臨時用 1㎡につき31円				
昭和52年4月1日	10	330円	10㎡を超え 30㎡まで 35円		25円
			30㎡を超え 50㎡まで 45円		
			50㎡を超える分 55円		
平成7年4月1日	10	450円	10㎡を超え 30㎡まで 55円		25円
			30㎡を超え 50㎡まで 70円		
			50㎡を超え 100㎡まで 85円		
			100㎡を超える分 100円		
平成12年4月1日	10	500円	10㎡を超え 30㎡まで 66円		25円
			30㎡を超え 50㎡まで 84円		
			50㎡を超え 100㎡まで 102円		
			100㎡を超える分 120円		
令和2年4月1日	10	600円	10㎡を超え 30㎡まで 84円		25円
			30㎡を超え 50㎡まで 107円		
			50㎡を超え 100㎡まで 130円		
			100㎡を超える分 152円		

・消費税導入(平成元年5月1日)により、現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

・平成3年4月1日より消費税は一旦廃止。

・平成7年4月1日より再び消費税導入、現行料金表に100分の103を乗じて得た額とする。

・消費税法改定に伴い平成9年4月1日より現行料金表に100分の105を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

・消費税法改定に伴い平成26年5月1日より現行料金表に100分の108を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

・消費税法改定に伴い令和元年10月1日より現行料金表に100分の110を乗じて得た額とする。なお1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。